株式会社　ソルティエラ　行動計画

　　　　　　仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を作ることによって、社員がその能力を十分に発揮して継続的に就労できるように、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和4年6月1日～令和6年5月31日までの２年間

２．内容

目標１：子育てをする社員が、積極的に育児休業の取得がとれるように。情報提供や相談窓口の設置を行う。

＜対策＞

・令和４年６月～　子育てをする社員に対しての育児休業、社会保険料免除、育児休業

給付等の制度を個別に周知するとともに、育児休業取得の意向確認

を行なう。

・令和4年6月～　妊娠中及び産休育休・復職後の女性社員が相談できる窓口を設置する。

・令和4年6月～　育児休業他の両立支援制度利用について男性社員が相談できる窓口を

設置する。

目標2：育児休業を安心して取得できる職場の環境づくりを行なう。

〈対策〉

・令和4年6月　育児介護休業法に基づく育児休業等の両立支援制度の全職員への周知を

行なう。

・令和4年6月　業務内容や業務体制の見直しの引継ぎ体制についての検討を行なう。